

平成27年5月29日裁決

## 主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人に対してした、後記理由欄第2の2記載の原処分を取り消す。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

### 第2 再審査請求の経過

1 請求人は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号。以下「平成8年改正法」という。)附則第16条の規定により、厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に定める退職年金(以下、単に「退職年金」という。)の受給権者であったA(以下「亡A」という。)が平成〇年〇月〇日に死亡したので、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、亡Aの妻であるとして、亡Aに係る厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)の規定による遺族厚生年金(以下、単に「遺族厚生年金」という。)の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「生計維持関係にあるとは認められないため。」として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

### 第3 問題点

1 退職年金の受給権者が平成9年4月1日以降死亡した場合、死亡した者(以

下「死亡者」という。)の配偶者で、当該死亡の当時死亡者によって生計を維持していたものには、遺族厚生年金が支給される(平成8年改正法附則第11条第1項、附則第16条第3項及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成9年政令第85号)第17条)。そして、死亡者によって生計を維持していた配偶者とは、死亡者と生計を同じくしていた配偶者で、年額850万円以上の収入又は年額655万5千円以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚年法第58条第1項第4号、第59条第1項及び第4項、厚年法施行令第3条の10並びに「生計維持関係の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「本件通知」という。))。

2 本件の場合、亡Aが、その死亡の当時退職年金の受給権者であったこと、及び、同人の死亡の当時請求人が亡Aの妻であって、基準額を将来にわたって有すると認められる者以外のものであったことについては、後記第4の1の(1)から(3)までの認定事実から明らかであり、この点についての当事者間の争いはないと認められるから、本件の問題点は、請求人が亡Aの死亡当時同人によって生計を維持していたものと認めることができるかどうか、ということである。

### 第4 事実の認定及び判断

1 本件記録及び本件手続の全趣旨によれば、次の事実を認定することができる。

(1)～(8) (略)

2 請求人は、概略次のように述べている。(略)

3 B作成の書面には、概略次のような記載がある。(略)

4 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 遺族厚生年金の受給権者に係る生

計維持関係の認定について、保険者は、本件通知を定めているが、認定対象者が死亡した者の配偶者であり、住所が死亡者と住民票上異なっている場合に死亡者との生計維持関係が認められるためには、次のいずれかに該当する必要があるとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしているとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

(2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとしては相当と解されるので、本件をこれに照らしてみると、前記1で認められる事実によれば、(1)のイに該当しないことは明らかであるので、(1)のイに該当するものと認められるかどうか問題となる。

(3) 亡Aと請求人は、上記1の(4)のとおり、平成〇年に〇〇宅で亡A、B夫婦と10日間ほど同居したあと、亡Aが死亡するまで別居状態が続いていたところ、その契機については、上記2の(1)ないし(4)及び上記3の(1)によれば、請求人とBの間で食い違いはあるものの、請求人が〇〇町宅から〇〇宅に移り住んで8日を過ぎたときに発生したBの妻とのトラブルであったことが認められ、請求人が〇〇家庭裁判所に申し立て平成〇年〇月〇日に調停が成立した婚姻費用分担調停事件で請求人とBの関係はさらに悪化し、請求人が亡Aのいる〇〇宅に戻ることができない状況になったものということが出来る。亡Aも自分の年金を必要

としているBにおいて請求人のところへ行くことはできない状況にあり、請求人と亡Aとの別居は、請求人とB夫婦との関係悪化によって別居せざるを得なくなったものと認められる。

(4) 上記1の(5)、(7)及び(8)の事実によれば、亡Aは、上記調停事件後も請求人との離婚の意思はなく、請求人の生活費の一部として毎月婚姻費用の送金を続けるとともに、請求人とBとの関係修復を強く望んでいたことがうかがわれ、死亡するまで送金が続いていたことから最期まで離婚の意思がなかったことが認められる。

(5) 上記1の(6)の事実並びに上記2の(5)ないし(7)、3の(2)及び(3)からは、請求人と亡Aとの音信は、請求人が平成〇年に〇〇宅を住所とするようになってからは限られたものであり、特に平成〇年〇月に亡Aが入院して以降は、一度入院を見舞っただけであったことが認められるが、上記1の(7)の事実からは、請求人は亡Aとの面会を望んでいたことが認められ、また上述したところからは、請求人も高齢であり、その体調や地理的、経済的な事情から容易に〇〇市内に赴くことができなかつたことが認められ、さらに、請求人が亡Aと連絡を取ろうとしてもB夫婦との関係悪化がその妨げになっていた事情もうかがえるのであって、音信が乏しかったのもやむを得なかつたものということができ、音信の事実がほとんど認められないことをもって請求人に亡Aと意思疎通を図ろうとする意思がなく、意思疎通を図ることも必要としていなかったとするのも相当でない。

(6) そうすると、請求人と亡Aとの別居は、亡Aと同居しているB夫婦と請求人との関係悪化によりやむを得ず発生したものであり、その関係が修復されても別居を解消しないとする合理的理由はないのであり、亡Aには死亡するまで請求人との離婚の意思はなく、

請求人に婚姻費用の送金を続けており、請求人と亡Aとの音信についても、(5)に記載したような状況が認められるのであって、これらを総合して考えれば、前記(1)のイに該当しているものと認めるのが相当である。

- (7) 以上によれば、請求人は、亡Aの死亡の当時、同人により生計を維持していたものと認めることができるのであるから、これと異なる趣旨の原処分は取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。